

司法修習生に対する給費制維持を求める 緊急声明

本年11月施行予定の裁判所法「改正」により、同月に司法修習を開始する新64期司法修習生から、これまで修習期間中に支払われてきた給与（給費制）が廃止されることとされている。

政府は、この間、法曹人口の大幅増員を掲げて司法試験合格者を増やしてきたが、他方で、司法修習の財政負担軽減のため、修習期間を2年から1年に短縮するなどしてきた。

この度の給費制廃止は、更にこれを進めようとするものである。

既に、修習期間の短縮自体、修習の質の確保の観点から懸念が指摘されているが、給費制の廃止は、別の観点から法曹の変質の問題を招来するものと言わざるを得ない。

司法修習生は、修習期間中、修習専念義務が課せられ、兼職が禁止されている。そのため、修習生の生活を支えるための経済支援として給与が支払われ、修習専念の環境が保障されてきたものであって、この給費制は司法修習制度と不可分のものとして運用されてきたものである。

給費制は、司法制度の担い手たる裁判官、検察官、弁護士の法曹三者について、いずれの立場にあっても我が国の司法制度の一翼を担うという使命の自覚と高い公共心の醸成に寄与してきた。弁護士法は、弁護士の使命として、基本的人権の擁護と社会正義の実現を掲げており、弁護士に対しても、在野法曹としての的確な役割が期待されている。

司法修習生に対する給費制は、このような法曹三者の公共性と高い資質の維持の裏付けとなってきたものである。

それはまた、経済力の多寡に関わりなく、各方面から優秀な人材を法曹界に迎え入れる保障でもあった。能力と意欲のある者は、たとえ貧しかろうと、安心して司法修習生となることができたのである。

ところが、この給費制度が廃止された場合には、経済的に余裕のない者は司法修習生への道を閉ざされかねないこととなり、本来、国民各層から構成されるべき法曹に歪みを持ち込み、その変質を来たしかねないものである。

経済的に恵まれた層、社会的強者だけしか法曹になれない社会は、法の運用の場面においても、弱者に対する配慮が懸念される社会であるといわざるを得ない。社会的弱者出身者や貧しい家庭出身者など、多様な法曹が司法に携わる制度こそ

が、我が国司法の健全性の基礎となる筈である。給費制は、法曹養成において、このような理念を支えてきたものである。

このような給費制が果たしてきた役割を見たときには、この廃止は司法修習制度の根幹を揺るがしかねないものであり、それはまた、我が国司法の変質が問われているものである。

当会は、司法修習の充実と健全性確保の観点から、司法修習生に対する給費制の廃止をやめ、今後も給費制を維持することを強く求めるものである。

2010年5月20日

千葉県弁護士会会长 市川清

